



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *59 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- *60 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (")..... 92
- *61 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 97
- *62 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 97

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号の2中「不動産取得税減額申請書」を「被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額申請書」に改める。

別記第1号様式から別記第1号の4様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第13条関係)

相 続 人 代 表 者 届 出 書										
年 月 日										
県税事務所長 様										
								相続人	①	
								相続人	②	
								相続人	③	
								相続人	④	
								相続人	⑤	
地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者を次のとおり定めたので届け出ます。										
被 相 続 人	氏 名			死 亡 時 の 住 所 又 は 居 所			死 亡 年 月 日			
							年 月 日			
相 続 人	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号							
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号							
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号							
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号							
相 続 人 代 表 者	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号							

注 「個人番号又は法人番号」欄には、相続人が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の2様式 (第13条関係)

相続人代表者変更届出書											
県税事務所長 様							年 月 日 相続人 相続人 相続人 相続人 相続人	(印) (印) (印) (印) (印)			
地方税法施行令第2条第6項の規定により、さきに届け出た相続人の代表者は、このたび次のとおり変更したので届け出ます。											
被相続人	氏 名			死亡時の住所又は居 所			死 亡 年 月 日				
							年 月 日				
相 統 人	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分	
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	:	
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分	
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	:	
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分	
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	:	
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分	
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	:	
	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分	
	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	:	
相 統 人 代 表 者	変更前	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
		生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	
	変更後	住所又は居所 (所在地)				氏名 (名称)				被相続人との続柄	相 続 分
		生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		:	:	:	:	:	

注 「個人番号又は法人番号」欄には、相続人が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その1)

徴収猶予(期間延長)申請書												
県税事務所長 様										年 月 日		
				住 所 (所在地)								
				氏 名 (名 称)		印						
				生年月日		年 月 日						
				個人番号又は法人番号								
				電話番号								
地方税法第 15 条の規定により、次のとおり徴収猶予(期間延長)の申請をします。												
徴収猶予(期間延長)を受けようとする徴収金	年度	税目	納期限	税額	延滞金	滞金額	加金	算額	滞処分費	納費	合計	備考
				円	法律による金額 円			円	法律による金額 円			
						〃				〃		
徴収猶予(期間延長)を受けようとする期間				年 月 日から		年 月 日まで		月間				
徴収猶予(期間延長)を受けようとする理由												
提供しようとする担保の種類及び価格												
納 税 計 画 書												
回	税 額	税 外	合 計	納 付 年 月 日	回	税 額	税 外	合 計	納 付 年 月 日			
1				. .	5					. .		
2				. .	6					. .		
3				. .	7					. .		
4				. .	8					. .		

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)
(その2)

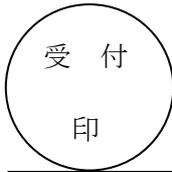
年 月分軽油引取税徴収猶予申請書	
県税事務所長 様	年 月 日
特別徴収義務者	住所 (所在地)
	氏名 (名称) 印
	生年月日 年 月 日
	個人番号又は法人番号
	電話番号
和歌山県税条例第 58 条の 16 の規定により、次のとおり徴収猶予の申請をします。	
納 期 限	年 月 日
納 入 す べ き 税 額	円
納期限までに納入する税額	
徴収猶予を受けようとする期間及び税額	月 日まで 日間
	合 計
提供しようとする担保の種類及び価格	
備 考	

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 2 地方税法施行令第 43 条の 16 に定める要件に該当する場合は「提供しようとする担保の種類及び価格」欄の記載を要しないこと。
- 3 この申請書には、売掛金に関する計算書を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その3)



住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

県税事務所長 様	年 月 日
申 請 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称) ㊟
	生年月日 年 月 日
	個人番号又は法人番号
	電話番号

和歌山県税条例第 42 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

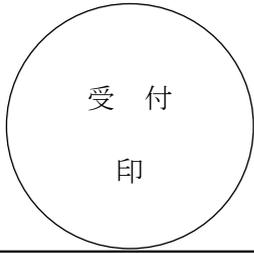
土地の所在地(地番)			
地 目			
地 積	m ²		
土地の取得年月日	年	月	日
住宅の着工予定年月日	年	月	日
住宅の完成予定年月日	年	月	日
住宅の取得予定年月日	年	月	日
税 額	※ 円	納税通知書番号	※
徴収猶予決定額	※ 円	徴収猶予通知書番号	※
備 考	※		

注

- 1 この申請書は、土地の取得日から 60 日以内に、和歌山県税条例第 42 条の 19 の不動産取得税申告書と同時に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その4)



耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の
徴収猶予申請書

県税事務所長 様		年 月 日		
申 請 者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)	印		
	生年月日	年 月 日		
	個人番号又 は法人番号			
	電話番号			
和歌山県税条例第42条の27の2第3項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。				
所 在 地				
家 屋 番 号				
構 造 ・ 用 途				
床 面 積	m ²			
新 築 年 月 日	年	月	日	
耐 震 改 修 の 完 成 予 定 年 月 日	年	月	日	
居 住 の 用 に 供 する 予 定 年 月 日	年	月	日	
税 額 ※	円	納 税 通 知 書 番 号 ※		
徴収猶予決定額 ※	円	徴 収 猶 予 通 知 書 番 号 ※		
備 考 ※				

注

- 1 この申請書は、住宅の取得日から60日以内に、和歌山県税条例第42条の19の不動産取得税申告書と同時に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その5)

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書												
県税事務所長 様				年 月 日								
				住 所 (所在地)								
				氏 名 (名 称)						(印)		
				生年月日						年 月 日		
				個人番号又 は法人番号								
電 話 番 号												
地方税法第 73 条の 27 の 3 第 3 項の規定により、被収用不動産等の代替不動産の取得に 対する不動産取得税の徴収猶予を申請します。												
代替取得不 動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地									
			家 屋 番 号									
			種 類、構 造 床 面 積									
	種 類	土 地	所 在 地、地 番									
			地 目、地 積									
納税通知書 番 号				課 税 標 準 額		円		税 額		円		
被収用又は 譲渡不動産 の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地									
			家 屋 番 号									
			種 類、構 造 床 面 積									
	種 類	土 地	所 在 地、地 番									
			地 目、地 積									
徴収猶予通 知書番号		※		固 定 資 産 課 税 台 帳 登 録 価 格		円		徴収猶予を受け ようとする税額		円		
代替不動産 の取得年月日		年 月 日		被収用又は譲渡 予定年月日		年 月 日						
備 考												

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。
- 4 この申請書に不動産を収用され又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを証明する書類を 1 部添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その6)

譲渡担保財産に係る不動産取得税徴収猶予申請書														
年 月 日														
県税事務所長 様	住 所 (所在地)													
	氏 名 (名 称)		①											
	生年月日		年 月 日											
	個人番号又は法人番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
電話番号														
地方税法第 73 条の 27 の 4 第 3 項及び和歌山県税条例第 42 条の 27 の 3 第 3 項の規定により譲渡担保財産に係る不動産取得税の徴収猶予を申請します。														
譲渡担保財産	住 所													
設 定 者	氏 名													
譲渡担保財産設定年月日			年 月 日											
譲渡担保財産の 表 示	不 動 産 の 種 類	家 屋 ・ 土 地	所 在 地											
			家屋番 地 番											
			床 面 積 積											
			種 類 目											
課 税 標 準 額	※	円	納税通知書番号	※										
税 額	※	円	徴収猶予通知書 番号	※										
備 考														

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申請書を提出する際併せて提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、不明の場合は記載を要しないこと。
- 4 不動産の種類欄の該当文字を○で囲むこと。
- 5 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その7)



不動産取得税の徴収猶予申請書

県税事務所長 様		年 月 日			
		住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)	(印)		
		生年月日	年 月 日		
		個人番号又は法人番号			
		電話番号			
地方税法第 条の 第 項の規定により不動産取得税の徴収猶予を申請します。					
土地 の 場 合	施設建築物の敷地の明細	取得年月日	. . . 譲渡予定年月日 . . .		
		所在地・地番			
		地目・地積			
		課税標準額	※	納税通知書番号	※
		税 額	※	徴収猶予通知書番号	※
家屋 の 場 合	施設建築物の明細	取得年月日	. . . 譲渡予定年月日 . . .		
		所在地・地番			
		構造及び用途			
		延床面積			
		課税標準額	※	納税通知書番号	※
		税 額	※	徴収猶予通知書番号	※
備 考					

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。
- 4 この申請書には、地方税法その他の法令に定められた添付書類を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その8)

管理番号

法人の事業税の徴収猶予(期間延長)申請書

県税事務所長 様	年 月 日	
	本店所在地	
	和歌山県内の主たる事務所等所在地	
	法人名	
	法人番号
	代表者氏名	印
	電話番号	

和歌山県税条例第42条の2の3第(1・2)項の規定により、次のとおり(予定・中間・確定)申告に係る(徴収猶予・期間延長)の申請をします。

1	徴収猶予対象法人の区分	(1) 地方税法第72条の38の2第(1・6)項第1号に該当 (2) 地方税法第72条の38の2第(1・6)項第2号に該当
2	徴収猶予の対象となる事業年度又は既に徴収猶予を受けている事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで
3	徴収猶予の対象となる事業税額の納期限	年 月 日
4	徴収猶予の対象となる事業税額又は徴収猶予を受けている事業税額	
5	徴収猶予又は期間延長を受けようとする事業税額	
6	既に徴収猶予の承認を受けた期間(※期間延長申請の場合のみ記入)	年 月 日 から 年 月 日まで
7	徴収猶予又は期間延長を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで

8 徴収猶予又は期間延長を必要とする理由

--

9 提供しようとする担保の種類及び価格

別添(担保提供書・保証証書)のとおり

10 納税計画

納税予定日	税額	納税予定日	税額
・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円

注 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

別記第1号の4様式 (第13条関係)

徴収猶予による差押解除申請書											
県税事務所長 様	年 月 日										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所 (所在地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称)</td> <td style="text-align: right;">④</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>個人番号又は法人番号</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>	住所 (所在地)		氏名 (名称)	④	生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号		電話番号	
住所 (所在地)											
氏名 (名称)	④										
生年月日	年 月 日										
個人番号又は法人番号											
電話番号											
地方税法第 15 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり差押の解除を申請します。											
徴収猶予の承認を受けた日	年 月 日										
差押を受けた日	年 月 日										
差押財産の表示											
差押の解除を申請する理由											

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の7様式を次のように改める。

別記第1号の7様式 (第13条関係)

(その1)

担 保 提 供 書																
県税事務所長 様							年 月 日									
							住 所 (所在地)									
							氏 名 (名 称)					(印)				
							生年月日		年 月 日							
							個人番号又 は法人番号		<table border="1" style="width:100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>							
電 話 番 号																
地方税法第 16 条の規定により、次のとおり担保を提供します。																
担保される 徴収金	年度	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	合 計	備 考							
				円	法律による 金額 円	円	法律によ る金額 円	円								
					"		"									
担保される金額									円							
提供する担保財 産																
担 保 財 産 の 表 示	所 有 者		住 所													
			氏 名													
	内 容		所在地													
			名 称													
			性 質													
		数 量														
価 格									円							
徴収猶予に係る上記徴収金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。 年 月 日																
担保物件の所有者						住所(所在地)										
						氏名(名称) (印)										
添 付 書 類																
供 託 書 正 本					通	登 記 済 証			通							
登 録 済 通 知 書					通	登 記 (録) 承 諾 書			通							
登 録 済 証					通	印 鑑 証 明 書			通							
保 証 証 書					通				通							

注 「個人番号又は法人番号」欄には、担保の提供をする者（納税義務者及び特別徴収義務者に限る。）が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の7様式 (第13条関係)

(その2)

		管理番号				
担 保 提 供 書						
県税事務所長 様						年 月 日
		本店所在地				
		和歌山県内の主たる事務所等所在地				
		法 人 名				
		法 人 番 号	
		代 表 者 名		(印)		
		電 話 番 号				
地方税法第72条の38の2第2項の規定により、次のとおり担保を提供します。						
	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	合 計
担保される徴収金		法人事業税	年 月 日	円	法律による金額 円	円
担保される金額						円
提供する担保財産						
担保 財産 の 表 示	所 有 者	住 所				
		氏 名				
	内 容	所在地				
		名 称				
		性 質				
		数 量				
	価 格					円
徴収猶予に係る上記徴収金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。 年 月 日 担保物件の所有者 住所(所在地) 氏名(名称) (印)						
添 付 書 類						
供託書正本	通	登記済証	通			
登録済通知書	通	登記(録)承諾書	通			
登録済証	通	印鑑証明書	通			
保証証書	通		通			

注 「法人番号」欄には、担保の提供をする者(納税義務者に限る。)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

別記第1号の9様式及び別記第1号の10様式を次のように改める。

別記第1号の9様式 (第13条関係)

保 全 差 押 担 保 充 当 申 請 書									
県税事務所長 様							年 月 日		
		住 所 (所在地)							
		氏 名 (名 称)		(印)					
		生年月日		年 月 日					
		個人番号又は法人番号							
		電話番号							
年 月 日付で担保提供書により提供した金銭は、次の徴収金に充当されるよう、地方税法施行令第6条の12第5項の規定により申請します。									
担保として提供している金銭				円					
充 当 の 申 請 を す る 徴 収 金	年度	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	合 計	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円	
					"		"		
						"		"	
過 不 足			円						

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の10様式 (第13条関係)

(その2)

過 誤 納 金 還 付 請 求 書																		
								年	月	日								
県税事務所長 様				住 所 (所在地)														
				氏 名 (名 称)							(印)							
				生年月日	年		月		日									
				個人番号又 は法人番号														
				代表者名							(印)							
				電話番号														
次の金額を請求します。																		
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">請求金額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>										請求金額		百	十	万	千	百	十	円
請求金額		百	十	万	千	百	十	円										
請求内訳																		
還付通知 番 号	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金	加 算 金	合 計	備 考										
				円	円	円	円											
請求理由																		

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 請求金額の訂正を指示されたときは、書き換え、旧書面を添付の上、提出すること。
- 3 過納又は誤納であることを証明するに足る書類、請求又は受領に関し委任した場合は、委任状及び委任者の印鑑証明書並びに親権者又は相続人から請求する場合は、戸籍抄本をそれぞれ添付すること。

別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式までを次のように改める。

別記第1号の13様式 (第13条関係)

税 納 税 管 理 人 申 告 書																
県税事務所長 様					年 月 日											
					住所 (所在地)											
					氏 名 (名 称)	㊟										
					生年月日	年 月 日										
					個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 15px;"> </td> </tr> </table>										
電話番号																
納税に関する一切の事項を処理させるため、次の者を納税管理人に定めたので申告します。																
納 税 管 理 人	住 所															
	氏 名															
	生 年 月 日	年 月 日	電 話 番 号													
納税管理人を受諾しました。																
年 月 日					氏 名 ㊟											

注

- 1 この申告書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなった場合において、和歌山県税条例に規定する管轄区域外納税管理人の承認又は納税管理人不要認定を受けていないときに提出すること。
- 2 この申告書による納税管理人は、必ず、納税義務者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域内において住所等を有する者であること。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の13の2様式 (第13条関係)

税 管 轄 区 域 外 納 税 管 理 人 申 請 書							
県税事務所長 様			年 月 日				
			住 所 (所在地)				
			氏 名 (名 称)	㊟			
			生年月日	年 月 日			
			個人番号又は法人番号				
			電話番号				
納税に関する一切の事項を処理させるため、次の者を納税管理人として申請します。							
納 税 管 理 人	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日	電話番号				
納税管理人として承認された場合は受諾します。							
年 月 日			氏 名 ㊟				

注

- 1 この申請書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなった場合において、当該納税義務者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域外に住所等を有する者を納税管理人として定めたいときに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の13の3様式 (第13条関係)

税 納 税 管 理 人 不 要 認 定 申 請 書									
県税事務所長 様					年 月 日				
					住所 (所在地)				
					氏 名 (名 称)	①			
					生年月日	年 月 日			
					個人番号又は法人番号				
電話番号									
第 19 条 第 2 項、第 42 条 の 7 第 2 項 和歌山県税条例 第 42 条 の 21 第 2 項、第 42 条 の 38 第 2 項 の規定により、納税管理人不要認定について申請します。 第 66 条 第 2 項、第 80 条 第 2 項、第 95 条 第 2 項 なお、認定された場合は下記のことを遵守します。									
記									
1 税の全額納期内納付(入)を行います。 2 認定の取消しを受けた場合は、直ちに納税管理人を定めます。									

注

- 1 この申請書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなったとき、納税管理人を定めないこととしたい場合に提出すること。
- 2 認定された場合であっても、その取消しを受けた場合は、直ちに納税管理人を定めること。
 なお、この場合において、納税管理人は、必ず、納税義務者若しくは特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域内において住所等を有する者であるか、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち県税事務所長の承認を受けた者であること。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の15様式を次のように改める。

別記第1号の15様式 (第13条関係)

県 税 減 免 申 請 書								
県税事務所長 様					年 月 日			
					住 所 (所在地)			
					氏 名 (名 称)	㊟		
					生年月日	年 月 日		
					個人番号又は法人番号 電話番号			
次のとおり減免を受けたいので地方税法第 条及び和歌山県税規則第 12 条の規定により申請します。								
減免を受けようとする徴収金	年 度	税 目	納 期 限	税 額	摘 要			
					納 税 通 知 書 番 号 第			
理 由								
証拠書類	別添のとおり							

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の18様式を次のように改める。

別記第1号の18様式 (第13条関係)

更 正 の 請 求 書				
県税事務所長 様		年 月 日		
		住 所 (所在地)		
		氏 名 (名 称)	(印)	
		生年月日	年 月 日	
		個人番号又は法人番号		
		電話番号		
<p>地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。</p>				
年 度		税 目		
区 分	課 税 標 準	税 額	理 由	
更正前の額				
更正後の額				
<p>事情の詳細その他参考となるべき事項</p>				

注 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第2号の6様式から別記第4号の3様式までを次のように改める。

別記第2号の6様式 (第13条関係)

営業所等設置・廃止・変更届出書										
県税事務所長 様					年 月 日					
					所在地					
					フリガナ					
					法人名		(印)			
					法人番号				
電話番号									
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について 設置した 廃止した ので、和歌山県税 変更を生じた 条例 第36条の7第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。 第36条の7第2項										
届 出 事 由					1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種別の変更					
新 設 等 年 月 日					年 月 日					
異 動 事 項					1 法人名 2 特別徴収義務者番号 3 店舗名等 4 所在地 5 取扱利子の種類等 6 納入方法 7 その他()					
営 業 所 等			所 在 地		(TEL)					
			(フリガナ) 店 舗 名							
			特 別 徴 収 義務者番号						
利 子 等 に 係 る 納 入 方 法	1 上記の店舗から納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19							
	2 1以外の店舗から一括納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19							
	3 2により 一括納入 する場合 の営業所 等	所 在 地		(TEL)						
		(フリガナ) 店 舗 名								
		特 別 徴 収 義務者番号							
	備 考									
注意：「利子等に係る納入方法」欄の利子等の種別については、次により選択し、該当する番号を○で囲むこと。 1 特定公社債以外の公社債の利子 8 国外一般公社債等の利子 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 2 銀行預金利子 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 14 定期積金 3 銀行以外の金融機関の預金利子 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 15 掛金の給付補てん金 4 勤務先預金等の利子 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの 16 抵当証券の利息 5 合同運用信託の収益の分配 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 18 外貨建預貯金等の為替差益 7 郵便貯金利子 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益										

注

- 1 「法人番号」欄には、届出者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 特別徴収義務者番号については、全銀協コードがあれば、下7桁に記入すること（なければ記入不要）。

別記第3号様式 (第13条関係)

個人 の 事業 開 始 変 更 申 告 書 廃 止			
県税事務所長 様		年 月 日	
		住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	①
		生年月日	年 月 日
		個人番号	
		電話番号	
和歌山県税条例第 42 条の 4 の規定により、申告します。			
事務所又は事業所の 所在地	事 業 の 種 類	事業開始又は事務所若しく は事業所の設置年月日	備 考

注

- 1 「個人番号」欄には、申告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。
- 2 2 箇所以上事務所又は事業所を有するときは、そのうち主たるものに○印を付すこと。
- 3 この申告をした事項に異動を生じた場合、事業を廃止した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合においては、その事実が発生した日から 10 日以内にその旨を申告すること。

別記第3号の2様式 (第13条関係)

法人の事業開始申告書						※ 登録 区分	
年 月 日							
県税事務所長 様	本店等						
	所在地	※住所コード		※郵便番号			
	フリガナ						
	法人名						
		※組織コード	—				
	法人番号						
	代表者	(印)					
電話番号							
和歌山県税条例第 42 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申告します。							
設立(登記)年月日	年 月 日					主 た る 営 業 種 目	
資本(出資)金額							
事業年度	自	自					
事業所等の所在する都道府県数(本県を含む。)	※ 状態	対象税目					
	法人種別	分割区分					
	課税区分	主要法人			※業種コード		
申告書の提出期限の延長の承認等	事業税 の事業年度 から 月間	県民税 の事業年度 から 月間			
従たる事務所又は事業所(支店・営業所・出張所・工場等)	名 称						
	所在地	※住所コード			電話 ()		
	設置年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日			
備 考							

注

- 1 この申告書は、和歌山県税事務所に提出すること。
- 2 既に本県内に事務所等の所在する法人が、更に本県内に事務所等を設置した場合には、提出を要しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、申告者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「従たる事務所又は事業所」の欄は他の都道府県に本店が所在する法人で本県内に事務所等を設置した場合にのみ記載すること。
- 5 ※印の欄は、記載を要しないこと。
- 6 この申告書に次の書類を添付すること。
 - ア 登記事項証明書 1 通
 - イ 定款の写し 1 通

別記第3号の3様式 (第13条関係)

(その1)

法人の事業変更等申告書													
県税事務所長 様		年 月 日											
		本店等所在地											
		フリガナ											
		法人名											
		法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
代表者	印												
電話番号													
次のとおり変更したので、和歌山県税条例第42条の2第2項の規定により、申告します。													
変更した事項	変更後	変更前	登記 (変更) 年 月 日										
			. . (. .)										
事務所又は事業所(本店、支店、営業所、出張所、工場等)の設置及び廃止	名 称	所 在 地	設置 廃止	年 月 日									
			設置 廃止	. .									
			設置 廃止	. .									
			設置 廃止	. .									
解 散 (合併解散を除く。)	清算人の 住所氏名		登記 (解散)	年 月 日									
		(電話)	. . (. .)										
合 併	被合併法人の 所在地・名称		登記 (合併)	年 月 日									
			. . (. .)										
申告書の提出期限の 延長	事業税	. . の事業年度 . . から 月間	県民税	. . の事業年度 . . から 月間									
備 考													

注

- 1 登記事項については、登記事項証明書又はその写しを添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、申告者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第3号の3様式 (第13条関係)

(その2)

法人の事業変更等(連結納税承認) 申告書	
	年 月 日
県税事務所長 様	本店等所在地
	フリガナ
	法人名
	法人番号
	代表者
	電話番号
申告書提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 時価評価法人である	

次のとおり変更(地方税法第72条の13の規定による事業年度等の変更を含む。)したので、和歌山県税条例第42条の2第2項の規定により、申告します。

1 連結納税承認等に伴う事業年度等の事項

①承認等の区分・事由 (該当する箇所に○をすること。)	② ①の事実が 発生した日	①承認等の区分・事由 (該当する箇所に○をすること。)	② ①の事実が 発生した日
ア 連結納税の承認を受けた	年 月 日	キ <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人が合併解散した	年 月 日
イ 連結納税を開始した	年 月 日	ク 分割型分割法人となった	年 月 日
ウ 連結納税に加入した	年 月 日	ケ 完全支配関係を有することになった	年 月 日
エ 連結納税から離脱した	年 月 日	コ 連結納税承認の取消処分を受けた	年 月 日
オ 申請が却下された	年 月 日	サ 連結納税の取りやめの承認を受けた	年 月 日
カ <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人が解散した	年 月 日	シ その他(承認申請中等)	年 月 日

③連結親法人の事業年度 (いずれか1つに記入して ください。)	I 設立事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日	
	II 設立翌事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日	
	III 最初連結事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日	
	IV 連結事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日	

④みなし事業年度	I 連結親法人	<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	
	II 連結子法人	<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	

2 連結親法人に関する事項(この申告書を提出する法人が連結子法人の場合に記入してください。)

フリガナ	本店所在地
法人名	決算期 月 日 決算 設立 年 月 日
和歌山県内における主たる事務所等所在地 <input type="checkbox"/> 事務所なし	
備考	

注

- 1 「法人番号」欄には、申告者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 2 登記事項証明書又はその写しを添付すること。

関与
税理士
氏名

電話

()

別記第4号様式 (第13条関係)

(受付印)	不動産取得税申告書						整理番号				
年 月 日											
県税事務所長 様					住所(所在地)						
					氏名(名称)		(印)				
					生年月日		年 月 日				
					個人番号又は法人番号						
					電話番号						
和歌山県税条例第42条の19の規定により、次のとおり申告します。											
家	前所有者又は建築による取得の場合は、 工事施工者		住(居)所		氏名						
	取得原因 新築・増築・売買・贈与・交換・その他()				取得年月日		登記年月日				
	所在地		家屋番号	構造	用途	床	面	積	取得者	持分	取得価格
						1階	1階外	合計			円
						m ²	m ²	() m ²	/		円
屋	上記の家屋が、在来住宅(母屋等)に附属する建物の新築又は増築である場合は、下記の「既存あり」に○をし、そうでない場合は「既存なし」に○をすること。 ・既存あり(右欄も記入すること。) ・既存なし				在来住宅の建築年月日		在来住宅の床面積		上記家屋との合計床面積		
							m ²		m ²		
土 地	前所有者		住(居)所		氏名						
	取得原因 売買・贈与・交換・その他()				取得年月日		登記年月日				
	所在地		地番	地目	地積	取得者	持分	取得価格			
					m ²		/		円		

備考 住宅には、家庭用物置、便所、車庫等の居室と一体となって効用を果たす家屋も含むこと。
(付記)

当該不動産の取得に係る不動産取得税について、和歌山県税条例 第42条の15第1項(特例適用住宅の建築に係る特例控除)
第42条の15第3項(耐震基準適合既存住宅の取得に係る特例控除)
第42条の24第1項(新築特例適用住宅用土地に係る減額) の適用を受けたいので申告します。
第42条の24第2項(耐震基準適合既存住宅等用土地に係る減額)
第42条の27の2第1項(耐震基準不適合既存住宅に係る減額)

なお、不動産取得税の減額・還付については、関係資料を添えた上、別途、所定の様式により申請します。

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 不動産取得税の特例控除・減額に該当する場合は、該当する条項を○で囲むこと。
- 3 平成28年3月31日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅を新築した場合であって、和歌山県税条例第42条の15第1項の規定の適用を受けたいときは、認定長期優良住宅であることを証する書類を添付すること。

別記第4号の2様式 (第13条関係)

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額申請書						
県税事務所長 様			年 月 日			
		住 所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)		(印)		
		生年月日		年 月 日		
		個人番号又は法人番号				
		電話番号				
地方税法第 73 条の 27 の 3 第 3 項の規定により、被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額を申請します。						
代替取得不動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地			
			家 屋 番 号			
	土 地	種 類、構 造 床 面 積				
		所 在 地、 地 番				
地 目、地 積						
納 税 通 知 書 番 号			課税標準額	円	税 額	円
減額通知書 番 号 ※			固定資産課 税台帳登録 価格	円	減額を受けようとする税額	円
代替不動産 の取得年月 日	年 月 日		被収用又は 譲渡年月日	年 月 日		
備 考						

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書と同時に又は不動産を収用され若しくは譲渡したときに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記入を要しないこと。
- 4 この申請書に不動産を収用され、又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを証明する書類 1 部を添付すること。
- 5 被収用又は譲渡した不動産の固定資産課税台帳登録価格の証明書 1 部を添付すること。

別記第4号の2の2様式 (第13条関係)

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書											
年 月 日											
県税事務所長 様					住 所 (所在地)						
					氏 名 (名 称)		①				
					生年月日		年 月 日				
					個人番号又は法人番号						
					電話番号						
次のとおり、和歌山県税条例 第42条の24 第1項 第2項 の規定による不動産取得税の 減額 還付 を申請します。											
第42条の27 第2項											
税額等		納 税 番 号		税 額		納 期 限		納 付 日			
				円		年 月 日		年 月 日			
取得 不 動 産	土 地	所 在 地				地 番		地 目		地 積 m ²	
		取 得 原 因				取 得 年 月 日		登 記 簿 受 付 日			
		売買・その他()				年 月 日		年 月 日			
		家 屋 番 号		種 別		床 面 積		住 宅 部 分 床 面 積			
	家 屋			専用住宅・併用住宅・付属家屋		m ²		m ²			
		申 請 事 由			取 得 年 月 日			新 築 年 月 日			
		新築・新築未使用・既存			年 月 日			年 月 日			
		還 付 先 金 融 機 関		銀 行		本 店 ・ 支 店		普 通 (総 合) ・ 当 座			
		口座番号 No.		(フリガナ) 名 義 人							
※減額・還付額	和歌山県税条例第42条の24		1 $1,500,000 \times \frac{3}{100} =$ 45,000円								
			2 土地1m ² 当たりの価格 () × { 住宅の () × 2 } × $\frac{3}{100} =$ 円								
	減額・還付する額		200m ² を限度								

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
 - ア 土地の譲渡契約書の写し
 - イ 住宅の登記事項証明書
 - ウ 土地の取得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証明書
 - エ 耐震基準適合既存住宅を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に掲げる書類

別記第4号の2の3様式 (第13条関係)

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書						
					年 月 日	
県税事務所長 様						
		住 所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)		印		
		生年月日		年 月 日		
		個人番号又は法人番号				
		電話番号				
和歌山県税条例 第42条の27の2第1項 第42条の27の2第3項 の規定により、次のとおり不動産取得税の 減額 還付 を申請します。						
税額等		納 税 番 号		納 期 限		
				年 月 日		
		税 額		納 付 日		
		円		年 月 日		
取得 不 動 産	家 屋	所 在 地		家屋番号	構 造	
		床 面 積		取 得 原 因		取 得 年 月 日
		m ²		売買・その他()		年 月 日
		新 築 年 月 日		耐震改修の完成年月日		居住の用に供する年月日
		年 月 日		年 月 日		年 月 日
還付先 金融機 関	銀行		本店・支店		普通(総合)・当座	
	口座番号	No.	(フリガナ) 名 義 人			
※減額・還付する額						

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記入を要しないこと。
- 3 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
 ア 耐震基準に適合することを証するに足る書類
 イ 住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足る書類

別記第4号の3様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る不動産取得税還付申請書						
県税事務所長 様				年 月 日		
				住所 (所在地)		
				氏名 (名称)	(印)	
				生年月日	年 月 日	
				個人番号又は法人番号		
電話番号						
地方税法第 73 条の 27 の 4 第 4 項及び和歌山県税条例第 42 条の 27 の 3 第 6 項の規定により、譲渡担保財産に係る不動産取得税の還付を申請します。						
譲渡担保財産	住所					
設定者	氏名					
譲渡担保財産設定年月日			年 月 日			
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保を移転した年月日			年 月 日			
譲渡担保財産の 表示	不動産の種類	家屋	所在地			
		土地	家屋番号			
			地積			
			面積積			
還付を受けようとする徴収金額		円	納税通知書番号			
納付年 月 日			年 月 日			
備考						

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 2 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。
- 3 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- 4 譲渡担保財産により担保される債権の消滅を証する書類を添付すること。

別記第4号の6様式から別記第5号の2様式までを次のように改める。

別記第4号の6様式 (第13条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予申請書			
県税事務所長 様		年 月 日		
申請者	住所			
	氏名	Ⓜ		
	生年月日	年 月 日		
	個人番号
	電話番号			
和歌山県税条例附則第 8 項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合における不動産取得税の徴収の猶予を申請します。				
前所有者 (贈与者)	住所			
	氏名			
贈与を受けた農地、採草放牧地及び準農地の明細	所在地	番地		
	地目及び積地	農地	m ²	
		採草放牧地	m ²	
		準農地	m ²	
	贈与を受けた年月日	年 月 日		
徴収猶予を受けようとする税額	納税通知書番号	年度 第 号		
	課税標準額	円		
	税額	円		
備考	(贈与者と受贈者の関係等)			

注

- 1 この申請書は、当該農地、採草放牧地及び準農地の取得の日の属する年の翌年 3 月 15 日 (当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限) までに提出すること。
- 2 「個人番号」欄には、申請者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。) を記載すること。

別記第4号の7様式 (第13条関係)



贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予
期限の延長届出書

年 月 日	
県税事務所長 様	
届(受) 出贈 者者)	住所
	氏名 ㊟
	生年月日 年 月 日
	個人番号
	電話番号
和歌山県税条例附則第9項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地を 取得した場合における不動産取得税について、引き続き徴収猶予期限の延長を届け出 ます。	
農地等の贈与を受けた年月日	年 月 日
農地等の贈与者	住所
	氏名
不 動 産 取 得 税 の 額	徴収猶予の適用を受けた税額 ① 円
	①のうち、この届出書の提出までに猶予 期限が確定した税額 ② 円
	この届出書の提出により引き続き徴収 猶予を受けようとする税額 ①-② ③ 円
徴収猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推 定相続人 に対して使用貸借による権利の設定をしたが、現在もそ ④ の農地等を推定相続人に引き続き使用させています。	

注

- 1 「個人番号」欄には、届出者(受贈者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載すること。
- 2 この届出書に次の書類を添付すること。
 - ア 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書
(上記④に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
 - イ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

別記第4号の8様式 (第13条関係)



贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の納税義務
免除届出書

年 月 日		
県税事務所長 様		
届 出 者	住所	
	氏 名 ㊟	
	生年月日	
	個人番号	
	電話番号	
和歌山県税条例附則第10項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地 を取得した場合における納税義務の免除を受けたいので届け出ます。		
死亡した受贈者 又は贈与者の別 及び氏名等	住 所	
	氏 名 (者)	
	届出者との 続 柄	
	死亡年月日	
不 動 産 取 得 税 の 額	当初徴収猶予を受けた税額 ①	円
	①のうち、この届出書の提出までに農地 等の譲渡等をしたため、既に徴収猶予の 期限が確定した税額 ②	円
	この届出書により免除を受けようとする 税額 ①-② ③	円
備考		

注

- 1 この届出書は、次に該当する人が提出すること。
 - ア 贈与者が死亡した場合 受贈者
 - イ 受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)
- 2 「個人番号」欄には、届出者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載すること。

別記第4号の9様式 (第13条関係)



不動産取得税に係る特例適用等申告(申請)書

県税事務所長 様		年 月 日	
申告(申請)者	住所(所在地)		
	氏名(名称)	印	
	生年月日	年 月 日	
	個人番号又は法人番号	
	電話番号		

今回取得した次の不動産について、地方税法第 条の 第 項の規定の適用を受けたいので、申告(申請)します。

住 宅	所在地			
	家屋番号			
	構造			
	延床面積	m ²		
	取得年月日	年 月 日		
	取得の原因			
土 地	所在地(地番)			
	地目			
	地積	m ²		
	取得年月日	年 月 日		
	取得の原因			
	住宅の取得(予定)年月日	年 月 日		
	住宅の延床面積	m ²		
還付金 先融機 関	銀行		本店・支店	普通(総合)・当座
	口座番号	No.	(フリガナ) 名義人	

注

- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告(申請)者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するもので、あなた名義の口座を記入すること。
- 地方税法その他の法令に添付書類が定められている場合には、当該書類を添付すること。

別記第4号の10様式 (第13条関係)

県たばこ税納期限延長申請書											
和歌山県知事 様		年 月 日									
		住所 (所在地)									
		氏名 (名称)	(印)								
		生年月日	年 月 日								
		個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td><td style="width: 25%;">:</td> </tr> </table>	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:						
:	:	:	:								
電話番号											
和歌山県税条例第 42 条の 35 の 6 の規定により、次のとおり県たばこ税の納期限の延長を申請します。											
納期限の延長を受け ようとする徴収金	税 額	円									
	月 分	年 月分									
	法定納期限	年 月 日									
納期限の延長を受け ようとする期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			年 月 日から		日間	年 月 日まで				
年 月 日から		日間									
年 月 日まで											
納期限の延長を受け ようとする理由											
提供する担保の種類 及び価格											

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 2 この申請書には、納期限の延長を必要とする理由を証明するに足る書類(売掛金明細書等)を添付すること。

別記第5号様式 (第13条関係)

ゴルフ場利用税特別徴収義務者新規(変更・抹消)登録申請書							
県税事務所長 様					年 月 日		
ゴルフ場利用税 特別徴収義務者	住所 (所在地)						
	氏名 (名称)		(印)				
	生年月日		年 月 日				
	個人番号又は法人番号					
	電話番号						
和歌山県税条例第 42 条の 44 の規定により、次のとおり新規(変更・抹消)登録を申請します。							
ゴルフ場の名称							
ゴルフ場の所在地		〒 電話番号					
ゴルフ場の所有者の住所、氏名又は名称				特別徴収義務者との関係			
経営開始年月日				経営期間又は借受期間			
ゴルフ場の概要				ホールの数		H	
利 用 料 金				その他の課税対象料 金		課税対象以外の料 金	備 考
グリーンフィー	平日	土曜日	日・祭日				
ビジター	円	円	円	円	円		
メンバー							
変更事項							

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 変更登録の場合は、各事項を記入するほか、変更のあった事項及び変更を生じた年月日を変更事項欄に記入すること。
- 3 経営を譲り受けたときは、その譲渡人の署名を受けた上、提出すること。
- 4 法人の場合は、登記事項証明書を添付すること。

別記第5号の2様式 (第13条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  受付印 </div> <div> 年 月分ゴルフ場利用税納入申告書 </div> </div>					
年 月 日					
県税事務所長 様	特別徴収者	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)	(印)		
		生 年 月 日	年 月 日		
		個人番号又は法人番号			
ゴルフ場	名 称	登録番号	第 号		
	所 在 地				
次のとおり申告します。					
申 告 納 入 税 額		金 円			
期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
料 金 区 分	利用人員 ①	税 率 ②	税 額 ①×②		
円	人	円	円		
計					
納入(予定)年月日		年 月 日			
備 考					
通 信 日付印	年 月 日	精 査	台 帳		

(裏面)

年 月ゴルフ場利用税納入申告日別内訳表

区分 日別	料 金 別 利 用 人 員							税 額	業 務 利 用 人 員	非課税利用人員					備 考
	円	円	円	円	円	円	計			円	円	円	円	円	
1	人	人	人	人	人	人	人	円	人	人	人	人	人	人	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第5号の4様式を次のように改める。

別記第5号の4様式 (第13条関係)

ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書							
県税事務所長 様						年 月 日	
申 請 者	住 所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)		(印)				
	生年月日						
	個人番号又 は法人番号		:	:	:	:	:
	代表者氏名						
	電話番号						
<p style="text-align: center;">下記のゴルフ場の利用について、和歌山県税規則第7条の3第1項の規定により、税率軽減を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
ゴルフ場の 所在地						等級	級
ゴルフ場の 名称						税額	円
軽減料金等	種 別						
	曜 日 等	通常の利用料金 (円)		軽減料金(円)		軽 減 率 (%)	
		会 員	非 会 員	会 員	非 会 員	会 員	非 会 員
	平 日						
	土 曜 日						
	日曜・祝日						
軽減期間	年 月 日から		年 月 日まで				
備 考							

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 軽減料金等の種別の欄には、早朝利用、国民体育大会等の競技又は指定練習等具体的な種別を記入すること。
- 3 備考の欄には、早朝利用等の場合は利用させる方法等を、国民体育大会等の利用の場合は競技会名、利用人数等を記入すること。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第13条関係)

台帳整理番号											
鉾 区 税 申 告 書											
					年 月 日						
県税事務所長 様		住所(所在地)									
		氏名(名称)		㊟							
		生年月日		年 月 日							
		個人番号又は法人番号								
		電話番号									
和歌山県税条例第78条の規定により、次のとおり申告します。											
県内における事務所又は事業所		所在地									
		名称									
鉾 区 の 所 在 地		鉾 区 の 種 類		登 録 番 号		面 積		存 続 期 間		納 税 義 務 の 発 生 又 は 消 滅	
										区 別	
						アール					

- 注
- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
 - 2 この申告をした事項に異動を生じた場合においては、異動を生じた日から7日以内にその旨を申告すること。

別記第9号の2様式から別記第9号の4様式までを次のように改める。

別記第9号の2様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書	
和歌山県知事 様	年 月 日
	住所 (所在地)
	氏名 (名称) ㊟
	生年月日 年 月 日
	個人番号又は法人番号
	電話番号
<p>地方税法第 125 条第 2 項及び和歌山県税条例第 51 条第 2 項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予を申告します。</p>	
譲渡担保財産 設定者	住所 氏名
譲渡担保財産設定年月日	年 月 日
譲渡担保財産(当該自動車)の取得年月日	年 月 日
譲渡担保財産 (当該自動車) の表示	登録番号 (車両番号又は標識番号)
	車名
	型式 型 年式
	車台番号
	種別 普 軽 その他
課税標準額 (自動車取得税申告書記載額)	円
税額 (自動車取得税申告書記載額)	円
備考	

注

- 1 この申告書は、自動車取得税申告書と共に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 3 この申告書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

別記第9号の3様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る自動車取得税の還付申請書					
和歌山県知事 様		年 月 日			
		住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)	(印)		
		生年月日	年 月 日		
		個人番号又は法人番号			
		電話番号			
地方税法第 125 条第 6 項及び和歌山県税条例第 51 条第 6 項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車取得税の還付を申請します。					
譲渡担保財産 設定者	住 所				
	氏 名				
譲渡担保財産設定年月日		年 月 日			
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該自動車を移転した年月日		年 月 日			
譲 渡 担 保 財 産 (当 該 自 動 車) の 表 示	登 録 番 号 〔車両番号又は標 識番号〕				
	車 名				
	型 式	型	年式		
	車 台 番 号				
	種 別	普	軽	その他	
還付を受けようとする徴収金額(既に納付した金額)	円	納 付 書 番 号			
納 付 年 月 日	年 月 日				
備 考					

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 2 この申請書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

別記第9号の4様式 (第13条関係)

性能不良等による自動車取得税の還付申請書			
和歌山県知事 様		年 月 日	
		住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	印
		電話番号	
地方税法第 126 条及び和歌山県税条例第 52 条の規定により、性能不良等による自動車取得税の還付を申請します。			
取得年月日	年 月 日		
返還年月日	年 月 日		
返還の理由 (なるべく具体的に記入してください。)			
自動車登録番号、車両番号又は標識番号	還付を受けようとする税額		普通車・軽自動車の別
	既納付額	納付書番号	
	円	第 号	普・軽
当該自動車の内容			
車名		乗車定員	人(人)
型式	型 年式	最大積載量	トン(トン)
車台番号		総排気量又は定格出力	リットル キロワット
原動機型式		軸距 [ホイールベース]	・ m
形状		軽自動車の四輪、三輪の別及び型式認定番号	

注 返還を証明するに足る書類を添付すること。

別記第10号の2様式 (その1) を次のように改める。

別記第10号の2様式 (第13条関係)

(その1)

(表面)

登録番号	登録証票番号	台帳手入年月日
※第 号	※第 号～第 号	※ 年 月 日
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書		
年 月 日		
県税事務所長 様		
軽特別 油徴 引収 取義 務 税者	住所 (所在地)	
	氏名(名称及び 代表者氏名)	印
	生年月日	年 月 日
	個人番号又 は法人番号
	電話番号	
和歌山県税条例第 58 条の 10 の規定により、次のとおり申請します。		
特約業者の指定を受けた都 道府県及びその指定年月日	都・道 府・県	年 月 日
特約契約を締結した元売業 者及びその締結年月日		年 月 日
納入を受ける者 (県内に事務所又は 事業所がない場合)	住所	氏名又 は名称

県内に所在する事務所又は事業所の概要							
所在地		名 称					
代表者氏名		事業開始年月日			年 月 日		
取 扱 石 製 貯 設 概 要	種 別	最大貯蔵能力	危険物貯蔵所 許可番号	同左許可年月日	給 油 施 設 概 要	型 式	数
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			

(裏面)

県内に所在する事務所又は事業所の概要								
所在地			名称					
代表者氏名			事業開始年月日			年 月 日		
取扱 石油 製品 貯蔵 設備 概要	種別	最大貯蔵能力	危険物貯蔵所 許可番号	同左許可年月日	給油 施設 概要	型式	数	
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				

所在地			名称					
代表者氏名			事業開始年月日			年 月 日		
取扱 石油 製品 貯蔵 設備 概要	種別	最大貯蔵能力	危険物貯蔵所 許可番号	同左許可年月日	給油 施設 概要	型式	数	
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				

所在地			名称					
代表者氏名			事業開始年月日			年 月 日		
取扱 石油 製品 貯蔵 設備 概要	種別	最大貯蔵能力	危険物貯蔵所 許可番号	同左許可年月日	給油 施設 概要	型式	数	
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				
			第 号	年 月 日				

備考	

注

1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 「県内に所在する事務所又は事業所の概要」欄及び「納入を受ける者」欄は、それぞれ別葉として増やすことができること。

別記第10号の2様式 (その2) 中「事務所の」を「事業所の」に改める。

別記第10号の2の2様式を次のように改める。

別記第10号の2の様式 (第13条関係)

登録番号	登録証票番号	台帳手入年月日
* 第 号	* 第 号～第 号	* 年 月 日
軽油引取税特別徴収義務者 登録事項変更 申請書 登録 消 除		
県税事務所長 様		年 月 日
軽 特 油 別 引 徴 取 収 義 務 税 者	住 所 (所在地)	
	氏名(名称及び 代表者氏名)	(印)
	生年月日	年 月 日
	個人番号又は 法人番号
	電話番号
和歌山県税条例第 58 条の 10 の規定により、次のとおり 登録事項変更 登録 消 除 の申請をします。		
登 録 事 項 の 変 更		
変更を生じた年月日	年 月 日	
変 更 後		
変 更 前		
登 録 の 消 除		
消除の理由が生じた年月日	年 月 日	
消 除 の 理 由		
備 考		

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 2 *印の欄は、記載しないこと。
- 3 新たに事務所又は事業所の事業を開始した場合は、別記第 10 号の 2 様式(その 2)に必要事項を記載の上、この申請書に添付すること。
- 4 県内に事務所又は事業所が所在しない場合で、和歌山県税条例第 58 条の 10 第 1 項の規定により、特別徴収義務者として登録をした者にあつては、登録事項とは別に納入を受ける者が発生した場合は、別記第 10 号の 2 様式(その 3)に必要事項を記載の上、この申請書に添付して、その納入の事実が生じた日の翌月末日までに提出すること。

別記第10号の2の4様式を次のように改める。

別記第10号の2の4様式 (第13条関係)

販売契約解除に伴う軽油返還届出書	
県税事務所長 様	年 月 日
特別 徴収 義務者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称) (印)
	生年月日 年 月 日
	個人番号又 は法人番号
	電話番号
次のとおり、販売契約の解除により返還があったので、和歌山県税条例第 58 条の 18 の規定により、届け出ます。	
事務所又は事業所の所在地 及びその代表者の氏名	
軽油の引取年月日及び数量	年 月 日 リットル
販 売 契 約 解 除 年 月 日	年 月 日
返 還 年 月 日 及 び 数 量	年 月 日 リットル
販 売 契 約 解 除 の 理 由	

注 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第10号の2の7様式を次のように改める。

別記第10号の2の7様式 (第13条関係)

軽油引取税減免申請書						
県税事務所長 様			年 月 日			
申 請 人	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)		(印)			
	生年月日		年 月 日			
	個人番号又 は法人番号					
	電話番号					
和歌山県税条例第 58 条の 27 の規定により、次のとおり減免を受けたいので申請します。						
年 度	月 別	課 準 標 量	税 額	減 免 を 受 け よ う と す る 税 額	減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	
		リットル	円	円		

注

- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請人が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

- この申請書には、天災その他特別の事情があることを証明する書類を添付すること。

別記第16号の7様式 (その2) 及び別記第16号の9様式 (その2) 中「法人番号」を「管理番号」に改める。

別記第16号の33様式から別記第16号の36様式までを次のように改める。

別記第16号の34様式 (第14条関係)

県民税配当割不申告加算金決定通知書

住所

名称

様

配当等の種類

地方税法第71条の35の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出期限	申告書提出日	申告税額	不申告加算金	
				率	金額
			円	%	円
合 計 (納付すべき額)					円

指定納期限	
-------	--

決定の理由	
-------	--

年 月 日

県税事務所長 印

お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
------	--

別記第16号の36様式 (第14条関係)

県民税株式等譲渡所得割不申告加算金決定通知書

住所

名称

様

地方税法第71条の55の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申 告 書 提 出 限 期	申告書提出日	申 告 税 額	不 申 告 加 算 金	
				率	金 額
			円	%	円
合 計 (納付すべき額)					円

指定納期限	
-------	--

決定の理由	
-------	--

年 月 日

県税事務所長 印

お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
---------	--

別記第17号様式及び別記第18号様式中「法人番号」を「管理番号」に改める。

第2条 和歌山県税規則の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを「(徴収猶予の申請手続等)」に改め、同条中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例第10条の2第1項第5号及び第5項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうかの別(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
 - (2) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
 - (3) 猶予を受けようとする者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- 2 条例第10条の2第2項第4号及び第4項第2号に規定する規則で定める書類は、猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類とする。
- 3 条例第10条の2第3項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 法第15条第2項の申請をやむを得ない理由によりその徴収金の納期限後にする場合には、その理由
- 第5条の2に次の2項を加える。
- 5 県税事務所の長は、法第15条の3第2項の弁明を聞くときは、納税者又は特別徴収義務者に弁明通知書により通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた納税者又は特別徴収義務者は、弁明書を県税事務所の長に提出しなければならない。

第5条の2の2及び第5条の2の3を次のように改める。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の2の2 条例第10条の3第3項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項に規定する書類
 - (2) 換価の猶予に係る納付(入)誓約書
- 2 県税事務所の長は、法第15条の5第1項若しくは同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定により職権による換価の猶予をする場合又は法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項(第5号を除く。)の規定により職権による換価の猶予を取り消す場合においては、それぞれ換価の猶予通知書又は換価の猶予取消通知書により通知しなければならない。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の2の3 条例第10条の4第4項第3号及び第6項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項
 - (2) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 2 条例第10条の4第5項第2号に規定する規則で定める書類は、第5条の2第2項に掲げる書類とする。
- 3 県税事務所の長は、法第15条の6第1項若しくは同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をする場合又は法第15条の6の3第2項において読み替えて準用す

る法第15条の3第1項の規定により換価の猶予を取り消す場合においては、それぞれ換価の猶予通知書又は換価の猶予取消通知書により通知しなければならない。

第5条の3の4に次の1号を加える。

(5) 日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）

第13条第1号の6の次に次の1号を加える。

(1) の6の2 換価の猶予（期間延長）申請書 別記第1号の6の2様式

第14条第1項第6号の7の次に次の2号を加える。

(6) の7の2 徴収（換価の）猶予の納税計画変更通知書 別記第16号の7の2様式

(6) の7の3 徴収猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書 別記第16号の7の3様式
第14条第1項第6号の10の次に次の2号を加える。

(6) の10の2 換価の猶予（期間延長）承認（不承認）通知書 別記第16号の10の2様式

(6) の10の3 換価の猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書 別記第16号の10の3
様式

別記第1号の3様式（その1）を次のように改める。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その1)

徴収猶予 (期間延長) 申請書																
県税事務所長 様							年 月 日									
							住所 (所在地)									
							氏名 (名称)									
							生年月日		年 月 日							
							個人番号又は法人番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>							
電話番号																
地方税法第 15 条の規定により、次のとおり徴収猶予 (期間延長) の申請をします。																
納付すべき徴収金	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合計	備考							
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円								
					//		//									
					//		//									
					//		//									
上記のうち、猶予を受けようとする金額					//		//									
猶予該当事実の詳細																
一時に納付することができない事情の詳細																
納税計画	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額										
		円		円		円										
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間														
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情														
	<input type="checkbox"/> 無															
添付する書類	<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録															
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類 (<input type="checkbox"/> 担保提供書 <input type="checkbox"/> 抵当権設定登記承諾書 <input type="checkbox"/> 納税保証書 <input type="checkbox"/> その他)															

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号 (同条第 15 項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第1号の4様式中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。

別記第1号の6様式を次のように改める。

別記第1号の6様式 (第13条関係)

換価の猶予に係る納付(入)誓約書										
県税事務所長 様								年	月	日
					住 所 所在地					
					氏 名 名 称					
					電話番号	()				
<p>わたくしが納付(入)すべき次の徴収金については、次の理由によりその納付(入)が遅延しておりますが、以下の計画を御認容くだされば指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関から期限までに完納することを誓約します。</p> <p>なお、新しく発生する県税は必ず納期限内に完納します。万一これを履行しなかったときは、滞納処分を受けても異議はありません。</p>										
納付すべき徴収金	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合 計	備 考	
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円		
					//		//			
						//		//		
未納の理由										
納税計画	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額				
		円		円		円				
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間								
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								
添付する書類	<input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 (<input type="checkbox"/> 担保提供書 <input type="checkbox"/> 抵当権設定登記承諾書 <input type="checkbox"/> 納税保証書 <input type="checkbox"/> その他)									

別記第1号の6様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号の6の2様式 (第13条関係)

換価の猶予 (期間延長) 申請書										
県税事務所長 様							年 月 日			
							住所 (所在地)			
							氏名 (名称)			
							生年月日	年 月 日		
							個人番号又は法人番号	●	●	●
電話番号										
地方税法第 15 条の 6 の規定により、次のとおり換価の猶予 (期間延長) の申請をします。										
納付すべき徴収金	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合計	備考	
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円		
					//		//			
					//		//			
					//		//			
上記のうち、猶予を受けようとする金額					//		//			
一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細										
納税計画	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額	納付(入)年月日	納付(入)金額				
		円		円		円				
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間								
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								
	<input type="checkbox"/> 無									
添付書類	<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 (<input type="checkbox"/> 担保提供書 <input type="checkbox"/> 抵当権設定登記承諾書 <input type="checkbox"/> 納税保証書 <input type="checkbox"/> その他)									

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載すること。

別記第16号の7様式 (その1) を次のように改める。

別記第16号の7様式 (第14条関係)

(その1)

徴収猶予(期間延長)承認(不承認)通知書									
年 月 日									
様									
県税事務所長 氏 名 印									
<p>年 月 日付で徴収猶予(期間延長)申請があったあなた(貴社)の県税については、申請のとおり(下記のとおり変更して)承認しましたから(下記の理由により承認できませんので)、地方税法第 15 条の 2 の 2 の規定により通知します。</p>									
記									
猶予(申請)税額	年度	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合 計	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円	
					//		//		
					//		//		
					//		//		
納税計画	納付(入)年月日		納付(入)金額		納付(入)年月日		納付(入)金額		
			円				円		
猶予期間			年 月 日から			年 月 日まで			月間
不承認等の理由									
<p>お知らせ</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>									

備考

- 1 この通知書は、法第 15 条の 2 の 2 の規定による通知について使用する。
- 2 「お知らせ」欄には、申請のとおり承認した場合は、記載しないこと。

別記第16号の7様式 (その2) 中「手続き」を「手続」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改め、別記第16号の7様式 (その3) 中「手続き」を「手続」に改め、別記第16号の7様式 (その4) 中「手続き」を「手続」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第16号の7の2様式 (第14条関係)

徴収 (換価の) 猶予の納税計画変更通知書					
年 月 日					
様					
県税事務所長 氏 名 <input type="text"/>					
年 月 日付で徴収 (換価の) 猶予をしたあなた (貴社) の徴収金については、下記のとおり納税計画を変更しましたから、通知します。					
記					
変更した 猶予期間			年 月 日から 年 月 日まで	月間	
変 更 前			変 更 後		
回	納付(入)年月日	納付(入)金額	回	納付(入)年月日	納付(入)金額
1		円	1		円
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7			7		
8			8		
9			9		
10			10		
11			11		
12			12		

備考 この通知書は、和歌山県税条例第10条第5項並びに第10条の3第2項及び第10条の4第3項において準用する第10条第5項の規定による通知について使用する。

別記第16号の7の3様式 (第14条関係)

徴収猶予 (期間延長) 申請書及び添付書類に関する補正通知書

年 月 日
 様
 県税事務所長 氏 名 印

年 月 日付けであなた (貴社) が提出した徴収猶予 (期間延長) 申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、地方税法第 15 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の「補正内容」に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して 20 日以内に補正を行ってください。

なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して 20 日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、地方税法第 15 条の 2 第 8 項及び和歌山県税条例第 10 条の 2 第 7 項の規定により、当該期間を経過した日において徴収猶予 (期間延長) 申請は取り下げられたものとみなされますので、御注意ください。

補正を求める書類	補 正 内 容

備考 この通知書は、法第 15 条の 2 第 7 項の規定による通知について使用する。

別記第16号の9様式中「手続き」を「手続」に改める。

別記第16号の10様式を次のように改める。

別記第16号の10様式 (第14条関係)

換価の猶予(期間延長)通知書									
年 月 日									
様									
県税事務所長 氏 名 印									
<p>あなたの未納の徴収金については、さきに納付誓約をされましたのでこれを換価の猶予(期間延長)として決定しましたから納税計画のとおり誠実に納付してください。</p> <p>地方税法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。</p>									
換価を受ける徴収金(期間延長)	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合計	備考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円	
					〃		〃		
						〃		〃	
換価猶予(延長)期間			年 月 日から 月間 年 月 日まで						
納 税 計 画									
納付(入)年月日		納付(入)金額			納付(入)年月日		納付(入)金額		
		円					円		

備考 この通知書は、法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定による通知について使用する。

別記第16号の10様式の次に次の2様式を加える。

別記第16号の10の2様式 (第14条関係)

換価の猶予(期間延長)承認(不承認)通知書									
年 月 日									
様									
県税事務所長 氏 名 印									
年 月 日付けで換価の猶予(期間延長)申請があったあなた(貴社)の県税については、申請のとおり(下記のとおり変更して)承認しましたから(下記の理由により承認できませんので)、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する同法第 15 条の 2 の 2 の規定により通知します。									
記									
猶予(申請)税額	年度	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	合 計	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円	
					//		//		
					//		//		
					//		//		
納税計画	納付(入)年月日	納付(入)金額		納付(入)年月日	納付(入)金額		納付(入)年月日	納付(入)金額	
		円			円			円	
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間							
不承認等の理由									
お知らせ		この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。							

備考

- 1 この通知書は、法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条の 2 の 2 の規定の規定による通知について使用する。
- 2 「お知らせ」欄には、申請のとおり承認した場合は、記載しないこと。

別記第16号の10の3様式 (第14条関係)

換価の猶予 (期間延長) 申請書及び添付書類に関する補正通知書

年 月 日

様

県税事務所長 氏

名

年 月 日付けであなた (貴社) が提出した換価の猶予 (期間延長) 申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する同法第 15 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の「補正内容」に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して 20 日以内に補正を行ってください。

なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して 20 日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する同法第 15 条の 2 第 8 項及び和歌山県税条例第 10 条の 2 第 7 項の規定により、当該期間を経過した日において換価の猶予 (期間延長) 申請は取り下げられたものとみなされますので、御注意ください。

補正を求める書類	補 正 内 容

備考 この通知書は、法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条の 2 第 7 項の規定による通知について使用する。

別記第16号の11様式中「(昭和25年法律第226号)第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第3項」に、「手続き」を「手続」に、「第15条の6第2項の規定により法第15条の3第3項の規定を準用する場合に」を「第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第3項の規定による通知について」に改める。

別記第16号の17様式中「徴収猶予に」を「徴収(換価の)猶予に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 平成28年4月1日

(2) 第2条中和歌山県税規則第5条の3の4に1号を加える改正規定 平成29年1月1日

(相続人代表者の届出等に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税規則(以下「新規則」という。)別記第1号様式、別記第1号の2様式、別記第1号の3様式(その1)、別記第1号の4様式、別記第1号の7様式(その1)、別記第1号の9様式、別記第1号の10様式及び別記第1号の18様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条の2第1項後段の規定による届出、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第2条第6項前段の規定による届出、法第15条第1項から第3項までの規定による申請、法第15条の2第2項の規定による申請、法第16条の規定による担保の徴取に対する提供、施行令第6条の12第5項の規定による文書の提出、新規則第5条の3の2第2項の規定による過誤納金還付請求書の提出又は法第20条の9の3第1項及び第2項の規定による請求について適用し、施行日前に行われた法第9条の2第1項後段の規定による届出、施行令第2条第6項前段の規定による届出、法第15条第1項から第3項までの規定による申請、法第15条の2第2項の規定による申請、法第16条の規定による担保の徴取に対する提供、施行令第6条の12第5項の規定による文書の提出、旧規則第5条の3の2第2項の規定による過誤納金還付請求書の提出又は法第20条の9の3第1項及び第2項の規定による請求については、なお従前の例による。

(徴収猶予等に関する経過措置)

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の和歌山県税規則(以下「28年新規則」という。)第5条の2の規定並びに別記第1号の3様式(その1)、別記第1号の4様式、別記第16号の7様式(その1)、(その2)及び(その4)、別記第16号の7の2様式並びに別記第16号の7の3様式(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

4 28年新規則第5条の2の2の規定並びに別記第1号の6様式、別記第16号の7の2様式、別記第16号の10様式、別記第16号の11様式及び別記第16号の17様式(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

5 28年新規則第5条の2の3の規定並びに別記第1号の6の2様式、別記第16号の7の2様式、別記第16号の10の2様式、別記第16号の10の3様式、別記第16号の11様式及び別記第16号の17様式(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に関する経過措置)

6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税規則第5条の3の4第5号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成28年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

7 新規則別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで、別記第1号の15様式、別記第2号の6様式、別記第3号の4様式及び別記第3号の5様式は、施行日以後に行われる和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第67号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第35条第2項の規定による申請書の提出、新条例第36条の7第1項の規定による届出書の提出及び条例第36条の7第2項の規定による届出、法第55条の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供又は法第55条の4第2項の規定による担保の徴取に対する提供について適用し、施行日前に行われた条例第19条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、平成27年改正条例による改正前の和歌山県税条例（以下「旧条例」という。）第35条第2項の規定による申請書の提出、旧条例第36条の7第1項の規定による届出書の提出及び条例第36条の7第2項の規定による届出、法第55条の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供又は法第55条の4第2項の規定による担保の徴取に対する提供については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

8 新規則別記第1号の3様式（その8）、別記第1号の7様式（その2）、別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで、別記第1号の15様式、別記第3号様式、別記第3号の2様式、別記第3号の3様式、別記第3号の4様式及び別記第3号の5様式は、施行日以後に行われる新条例第42条の2の3第1項及び第2項の規定による申請書の提出、法第72条の38の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供、条例第42条の7第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、新条例第42条の2の2第2項及び第42条の6の2第2項の規定による申請書の提出、新条例第42条の4第1項の規定による申告及び条例第42条の4第2項の規定による申告、新条例第42条の2第1項の規定による申告、条例第42条の2第2項の規定による申告、法第72条の39の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供又は法第72条の39の4第2項の規定による担保の徴取に対する提供について適用し、施行日前に行われた旧条例第42条の2の3第1項及び第2項の規定による申請書の提出、法第72条の38の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供、条例第42条の7第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、旧条例第42条の2の2第2項及び第42条の6の2第2項の規定による申請書の提出、旧条例第42条の4第1項の規定による申告及び条例第42条の4第2項の規定による申告、旧条例第42条の2第1項の規定による申告、条例第42条の2第2項の規定による申告、法第72条の39の2第2項の規定による担保の徴取に対する提供又は法第72条の39の4第2項の規定による担保の徴取に対する提供については、なお従前の例による。

（不動産取得税の経過措置）

9 新規則別記第1号の3様式（その3）から（その7）まで、別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで及び別記第1号の15様式は、施行日以後に行われる新条例第42条の25第2項の規定による申請書の提出、条例第42条の27の2第3項において準用する新条例第42条の25第2項の規定による申請書の提出、法第73条の27の3第2項の規定による申告、新条例第42条の27の3第3項の規定による申請書の提出、その他不動産取得税の徴収猶予の申請、条例第42条の21第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請又は新条例第42条の30第3項の規定による申請書の提出について適用し、施行日前に行われた旧条例第42条の25第2項の規定による申請書の提出、条例第42条の27の2第3項において準用する旧条例第42条の25第2項の規定による申請書の提出、法第73条の27の3第2項の規定による申告、旧条例第42条の27の3第3項の規定による申請書の提出、その他不動産取得税の徴収猶予の申請、条例第42条の21第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請又は旧条例第42条の30第3項の規定による申請書の提出については、なお従前の例による。

10 新規則別記第4号様式は、施行日以後に行われる条例第42条の15第1項及び第3項の規定による控除の

申告、新条例第42条の19の規定による申告書の提出、条例第42条の24第1項及び第2項の規定による減額の申告並びに条例第42条の27の2第1項の規定による減額の申告について適用し、施行日前に行われた条例第42条の15第1項及び第3項の規定による控除の申告、旧条例第42条の19の規定による申告書の提出、条例第42条の24第1項及び第2項の規定による減額の申告並びに条例第42条の27の2第1項の規定による減額の申告については、なお従前の例による。

- 11 新規則別記第4号の2様式から別記第4号の3様式まで及び別記第4号の6様式から別記第4号の9様式までの規定は、施行日以後に行われる法第73条の27の3第2項の規定による申告、条例第42条の24第1項及び第2項の規定による減額の申請並びに新条例第42条の27第2項の規定による申請書の提出、条例第42条の27の2第1項の規定による減額の申請及び同条第3項において準用する新条例第42条の27第2項の規定による申請書の提出、新条例第42条の27の3第6項の規定による申請書の提出、新条例附則第8項の規定による申請書の提出、新条例附則第9項の規定による届出書の提出、新条例附則第10項の規定による申請書の提出又はその他の不動産取得税の特例の適用に係る申請及び申告について適用し、施行日前に行われた法第73条の27の3第2項の規定による申告、条例第42条の24第1項及び第2項の規定による減額の申請並びに旧条例第42条の27第2項の規定による申請書の提出、条例第42条の27の2第1項の規定による減額の申請及び同条第3項において準用する旧条例第42条の27第2項の規定による申請書の提出、旧条例第42条の27の3第6項の規定による申請書の提出、旧条例附則第8項の規定による申請書の提出、旧条例附則第9項の規定による届出書の提出、旧条例附則第10項の規定による申請書の提出又はその他の不動産取得税の特例の適用に係る申請及び申告については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 12 新規則別記第4号の10様式は、施行日以後に行われる新条例第42条の35の6の規定による申請について適用し、施行日前に行われた旧条例第42条の35の6の規定による申請については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

- 13 新規則別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで、別記第5号様式及び別記第5号の4様式は、施行日以後に行われる条例第42条の38第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、新条例第42条の44第2項の規定による登録申請書の提出又は和歌山県税規則第7条の3第1項の規定によるゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書の提出について適用し、施行日前に行われた条例第42条の38第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請、旧条例第42条の44第2項の規定による登録申請書の提出又は和歌山県税規則第7条の3第1項の規定によるゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書の提出については、なお従前の例による。

- 14 新規則別記第5号の2様式は、施行日の属する月分以後の月分の新条例第42条の43第2項の規定によるゴルフ場利用税納入申告書の提出について適用し、施行日の属する月の前月分以前の月分の旧条例第42条の43第2項の規定によるゴルフ場利用税納入申告書の提出については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 15 新規則別記第9号の2様式及び別記第9号の3様式は、施行日以後に行われる新条例第51条第3項の規定による申告書の提出又は新条例第51条第7項の規定による申請書の提出について適用し、施行日前に行われた旧条例第51条第3項の規定による申告書の提出又は旧条例第51条第7項の規定による申請書の提出については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 16 新規則別記第10号の2様式(その1)及び(その2)、別記第10号の2の2様式、別記第10号の2の4様式及び別記第10号の2の7様式は、施行日以後に行われる新条例第58条の10第2項の規定による申請書の提出、条例第58条の10第4項の規定による申請、新条例第58条の18第1項の規定による届出書の提出又は新条例第58条の27第2項の規定による申請書の提出について適用し、施行日前に行われた旧条例第58条の10第2項の規定による申請書の提出、条例第58条の10第4項の規定による申請、旧条例第58条の18第1項の規定による届出書の提出又は旧条例第58条の27第2項の規定による申請書の提出については、なお従前

の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 17 新規別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式までの規定は、施行日以後に行われる条例第66条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請について適用し、施行日前に行われた条例第66条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請については、なお従前の例による。

(鉦区税に関する経過措置)

- 18 新規別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで及び別記第8号様式は、施行日以後に行われる条例第80条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請又は新条例第78条の規定による申告について適用し、施行日前に行われた条例第80条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請又は旧条例第78条の規定による申告については、なお従前の例による。

(県固定資産税に関する経過措置)

- 19 新規別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式までの規定は、施行日以後に行われる条例第95条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請について適用し、施行日前に行われた条例第95条第1項の規定による申告若しくは申請又は同条第2項の規定による申請については、なお従前の例による。

(従前の様式による用紙)

- 20 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第60号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(申請手続)

- 第2条 条例第6条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。

(通知手続)

- 第3条 県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により通知しなければならない。

別記第1号様式 (第2条関係)

地方活力向上地域における 県税事務所長 様	税不均一課税申請書 年 月 日
	住所又は所在地 _____ 氏名又は法人名 _____ (印) 法人の場合は 代表者氏名 _____ (印)
和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり申請します。	

地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定の日	年 月 日
------------------------	-------

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の種類	移転型 ・ 拡充型
-----------------------	-----------

新設し、又は増設した 特別償却設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
計	/	円	/

同上特別償却設備の敷地である土地	取 得 年 月 日	特定業務施設着工 (取得)年 月 日	所 在 地	面 積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	計	/	/	m ²

各月末現在の従業者の数及び基準数値														
月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基 準 数 値
同上特別償却設備に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上特別償却設備以外に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人

事業税不均一課税の割合 ① / (①+②+③)	/
-------------------------	---

備考

- 1 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の種類」欄には、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第 1 項第 1 号に該当する場合は「移転型」を、同項第 2 号に該当する場合は「拡充型」を○で囲むこと。
- 2 「新設し、又は増設した特別償却設備」欄及び「同上特別償却設備の敷地である土地」欄について、記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、明細は当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 「各月末現在の従業者の数及び基準数値」欄は、計画の種類が移転型の場合のみ記載すること。
- 5 「同上特別償却設備以外に係る従業者の数」欄には、新設し、又は増設した和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条に規定する特別償却設備を含む事務所又は事業所で当該特別償却設備に係る従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 6 「基準数値」欄は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 48 に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 7 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第 2 年度又は第 3 年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 特定業務施設の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長（県固定資産税については、知事）が必要と認めた書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第 2 年度又は第 3 年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第 2 年度又は第 3 年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第 2 年度又は第 3 年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長（県固定資産税については、知事）が必要と認めた書類

別記第2号様式 (第3条関係)

(その1)

地方活力向上地域における

税不均一課税通知書

新(増)設事業所		所在地					
		名 称					
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の種類			移転型 ・ 拡充型				
事業 税	事業年度(年)		年 月 日～ 年 月 日				
	区 分		基本税額	軽減税額	差引納付税額		
	確定(修正・更正)分		円	円	円		
	既往適用分		円	円	円		
	差 引 増 減		円	円	円		
不動産 取得 税	区分	年度	納税通知書 番 号	基本税額	軽減税額	差引納付税額	
	家屋			円	円	円	
	土地			円	円	円	
県 固 定 資 産 税	年度	納税通知書 番 号	基本税額	軽減税額	差引納付税額		
			円	円	円		
<p>年 月 日付けで申請のあった(決定した) 税不均一課税について では、上記のとおり決定(変更)したので、通知します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>							
お知らせ		<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

別記第2号様式 (第3条関係)

(その2)

地方活力向上地域における

税不均一課税不承認通知書

新(増)設事業所	所在地		
	名 称		
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の種類		移転型 ・ 拡充型	
科 目	税	納税通知書番号	
年度又は事業年度(年)			
<p>年 月 日付で申請のあった 税不均一課税については、和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成 27 年和歌山県条例第 68 号)の規定に該当せず承認できませんので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第61号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年和歌山県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

<p>10 条例第2条の表75の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年和歌山県規則第105号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第2条第4項、第8条第1項又は第11条第1項の規定による知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(2) 規則第4条の規定による知事に提出すべき借用書の受理</p> <p>(3) 規則第6条、第7条又は第10条の規定による知事に対して行うべき届出の受理</p> <p>(4) 規則第9条の規定による知事に提出すべき申請書又は申出書の受理</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

和歌山県規則第62号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則（平成21年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第3条」に改める。

別表第1の7の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。